

# 令和5年度 事業報告書

令和5年4月 1日から

令和6年3月31日まで



学校法人庄内神社学園

## 学園の存在意義 purpose

**「日本的な保育で、次代を担う人材育成をする」**

庄内こどもの杜幼稚園が存在する意味は、次の世の中を作り出す人材を育成するため。育成過程では 神社神道の精神を保育に織り交ぜながら。

育成される人は、子ども・保護者・保育者など関わる人すべてです。

『学校法人 庄内神社学園寄附行為 第3条（目的）参照』

## 学園が目指す 次代を担う人材像

**「みんなのなかで、やりたいことをする人」**

【自立した個人と 自立した組織集団であるように】

自己中心的でもなく、受動的でもなく、

自分のやりたいことを伝えながらも、その場の人たちと協働できる。

必要ならば、やりたいことをする場をつくれる。

それが、社会に出て、それぞれの場所で、自分なりに輝ける人材になれるように。

## 学園の使命・目標 mission

**「園の教育・保育を通じて、子ども、保護者、教職員が、**

**世の中を支える「みんなの中で、やりたいことをする人」になる」**

園が目指す子どもの姿は、「みんなの中で、やりたいことをする人」。

そんな子どもの姿を目指すには、子どもを取り囲む人たちも

「みんなの中で、やりたいことをする人」でありたい。

## 学園の理想像・方向性 Vision

**「「みんなの中で、やりたいことをする人」が溢れる園に」**

園が目指す子どもの姿、「みんなの中で、やりたいことをする人」は、人により見せる姿は違いますが、その姿になる基礎力の共通性があります。

物事に興味を持ちやろうとすること、

どうすれば物事がうまくいくかを深く考えられること、

意見の違う様々な人たちと対話できること。

こんな「みんなの中で、やりたいことをする人」らしい姿を、

子ども・保護者・教職員がたくさん見せる園こそ、質高い園となります。

「前に踏み出す力 考え抜く力 チームで働く力（経済産業省）」

## 学園の行動指針 value

**どの業種でも通用する高い社会性を どの園でも通用する高い専門性を**

**どの業種でも通用する高い「社会性」をつける**

- ・ チームをポジティブに機能させる能力
- ・ 自分やチームをポジティブに向かわせる人間性

**どの園でも通用する高い「専門性」をつける**

- ・ 専門業務（保育・調理・看護・事務等）を質高く遂行する能力

保育は、人格形成の基礎となる乳幼児期の子どもに、

「みんなの中で、やりたいことをする人」としての社会性を育てます。

子どもに社会性を伝える大人たちは、社会性を知り、体現しながら高い専門性を発揮することを目指します。

## 保育理念

学校法人庄内神社学園は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、神社神道の精神に基づく学校教育と保育を行ない、**次代の日本を担うにふさわしい人材を育成すること**を目的とする。

## 保育の基本方針

- 子どもを「神の子」として愛しむ。
- 子どもの発達を妨げない安全を保障する。
- 全ての行動・環境・保育は、大人の都合でなく、子どもの将来の健全な発達を考えて行なう。
- 家庭との連携を深める為に、保護者に対しては、安心感を与え、勇気付けるようにする。
- 神社神道の基本的な考えに基づき、日本的な伝統の良さを伝える。
- 在園児の保護者だけでなく、地域に住むすべての子育てをする親に対する支援をする。
- 地域に密着した施設として、地域とのつながりを大切にする。

## 保育目標

～われわれ学園職員一同は、次に掲げる子どもの姿を理想として、支援や環境設定をする～

- 神をうやまい、親や自分を取り囲むまわりの人々を大切にする子ども
- 基本的な生活習慣、態度を身につけた子ども
- 心身ともに健康的で、ねばりのある子ども
- きまりを守り、みんなと仲良くできる子ども
- よく考えて工夫し、自分から進んで行動できる子ども
- 情操豊かな心を持った子ども

## 園が目指す子ども像

**「みんなのなかで、やりたいことをする人」に**

## 職員行動宣言（平成21年9月2日）

- ・われわれ学園職員一同は、「子どもを神の子としていつくしむこと」を最高の学園方針として、最大限の力を注ぎ行動します。
- ・われわれ学園職員一同は、保護者とより深いパートナーシップを築くために、心に寄り添った行動をとります。
- ・われわれ学園職員一同は、よりよい保育を推進するため、互いに専門性を高め合って、協調や協力体制を見直し、連携を深め合う職場組織にします。

## 【法人の基礎情報】

名称 学校法人 庄内神社学園（昭和57年3月30日法人設立）  
 代表者 理事長 北島 孝昭  
 住所 豊中市庄内幸町5丁目22番1号  
 電話 06-6334-9264  
 FAX 06-6334-9271  
 http://www.shonai.or.jp  
 E-mail:info@shonai.or.jp  
 役員（理事）6名（監事）2名（評議員）13名

設置する認定こども園

名称 幼保連携型認定こども園 庄内こどもの杜幼稚園  
 住所 豊中市庄内幸町5丁目22番1号

### 《施設関係》

- ・園地総面積／1,780㎡
- ・園庭面積／893.30㎡
- ・園庭遊具／木製小屋付ウッドデッキ、木製木工室付ウッドデッキ、木製総合遊具、雨水ポンプ、乳児用園庭木製遊具FRP組み立て式プール
- ・設備施設／ホール、子育て支援室、絵本ルーム、全室エアコン、給食室登降園時間タイムレコーダー
- ・安全対策／モニター付きインターホン、オートロック門、警備員常駐、さすまた、各部屋にインターホン、保護者の名札着用、警察への緊急通報ボタン

## 【令和5年度報告】（令和6年3月31日時点）

### 《園児数》

認定定員		1号：160名 2号60名 3号：30名																
		0歳児				3歳児			4歳児			5歳児			合計			
		1号	2号	3号	満3歳児	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	3号	合計
令和3年	利用定員	9	10	11	17	35	15	50	34	16	50	34	16	50	120	47	30	197
	実員	6	10	12	17	35	13	48	33	13	46	28	14	42	113	40	28	181
令和4年	利用定員	9	10	11	17	35	15	50	34	16	50	34	16	50	120	47	30	197
	実員	9	11	13	16	34	12	46	34	16	50	35	13	48	119	41	33	193
令和5年	利用定員	9	10	11	17	35	15	50	34	16	50	34	16	50	120	47	30	197
	実員	9	11	12	12	30	19	49	31	15	46	30	20	50	103	54	32	189

### 《職員数》

年度	学園長	園長	事務長 (副園長)	保育教諭	時短保育 教諭	限定保育 教諭	契約 保育教諭	育休中 保育教諭	看護師	園務員	体育講師	事務員	栄養士	調理員	計
令和3年	1	1	1	18	2	3	6	2	2	1	1	1	2	4	45
令和4年	1	1	1	19	1	4	8	2	1	1	1	2	2	5	49
令和5年	1	1	1	21	1	4	8	2	1	1	1	2	2	5	51

（派遣保育教諭は契約保育教諭に含む ※上記表には不在）

## 《法人運営》

### ・ 諸会議

理事会	2回、評議員会	2回	令和5年5月22日 令和6年3月25日
学校関係者評価委員会	2回		令和5年6月13日 令和6年2月19日

## 《組織体制・人材育成》

### ・ 令和5年4月1日～令和6年3月31日

《職員動向》	正規職員	契約職員	パート職員	派遣職員	合計
新規採用	4名	0名	0名	1名	7名
育児休暇取得	3名				3名
退職	4名	0名	1名	0名	5名

(人材確保) 学生に直接園の魅力を伝える為、学生の実習・アルバイト・ボランティア・インターンシップを出来るだけ多く受諾。

就職フェアに出展、大学の先生にも極力アピール

養成校だけでなく、職業安定所、派遣会社等を通して様々なネットワークを活用。

(園内研修) 大学の先生が園の保育を見て助言 年10回

全職員対象：年1回 保育職員対象3回、担当別：随時実施

(外部研修) 府教委主催新任教員研修ほか、全日私幼・大私幼・豊中こども財団・市教委・チャイルドネット・仲間作り研究会主催の保育内容、人権、特別支援教育に関する研修会、公開保育に参加、オンライン研修参加支援

## 《労務管理》

- ・ 引き続きICT化を促進し、事務作業の効率化を促進。
- ・ 各自の働きがいを促進できる「働き方改革」を実施

## 《保育内容》

【保育時間】 (1号) 月～金曜日 9時～14時  
(2・3号) 月～土曜日 7時～19時

### 【行事計画】

4月／入園進級式 5月／端午の節句会、親子交流会  
6月／たそがれコンサート、夏越の大祓  
7月／七夕まつり会、お泊まり保育(5歳児)  
9月／運動会 10月／秋祭りおみこし巡行  
11月／庄内エキスポ 12月／お餅つき、クリスマス会  
2月／豆まき、劇あそび会 3月／ひなまつり会、卒園式、修了式  
その他／お誕生祭・お誕生会、避難訓練、杜の子ども会、食育プロジェクト  
四季／もりの子っこ(自然体験遠足)

《保育料、費用等》

項目	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
制服代	910	910	5,110	5,110	5,110	5,110
用品代	550	550	3,150	3,150	3,150	3,150
合計	1,460	1,460	8,260	8,260	8,260	8,260

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額	
保育料	1号(満3歳児～5歳児)・2号・3号	月額	園児が居住する市町村が定める額
	もも組＝1号満3歳児クラス	もも組1号認定まで	26,000円
施設充実費	保育環境を充実させる費用	月額	3,000円
事務手数料	入園手続きの事務手数料	入園・退園時	5,000円
給食費 ※注1 ※注2	(主)=主食費/(副)=副食材料費	月額	[1号] (主)2,000円(副)3,500円 [2号] (主)3,000円(副)4,500円
	1号預かり児給食費	1回	(主)100円(副)200円
バス維持費	バス利用者の費用(8月は徴収無)	月額	3,000円
預かり費	1号・預かり保育利用者	1回(半日)	600円
アルバム代	アルバム積立金(5歳児のみ)	月額	900円
お泊り保育代	お泊り保育参加費(5歳児のみ)	1回	7,000円
保護者会費	保護者会の会費	月額	500円

※注1＝2号児希望者が、1号弁当日に家庭弁当持参した場合園の減免制度あり。

※注2＝所得に応じて市町村の減免制度あり。

《設備整備》

(園舎) エアコン取替工事(故障3台)

(園庭) 乳児用園庭遊具新設、もりのとりで改修、動植物の状態を点検し維持管理

(その他) 玩具絵本、保育教材の購入、パソコン、スマートフォン等 ICT 備品購入

《地域》

《子育て支援事業》

事業名(回数)		延べ人数
親子登園事業まなとも(月5回)		125人
親子登園事業おやこたいそう(月1回)		445人
園庭開放・保育室開放こもれび(毎日 ※園行事等は休止)		191人
子育て相談事業	キンダーカウンセリング(月1回)	13件
	子育て教育相談・職員(随時)	適宜対応
出張保育(出会い保育・月1回)		124人
親リフ(年2回)		29人
給食食べよう会(8回)		10人
一時預かり事業(一般型一時保育事業)		443人
未就園児親子教室(親子教室杜のイドバタ 全8回 前期)		8組
〃(親子教室杜のイドバタ 全8回 後期)		8組

《地域団体・福祉事業》

- ・庄内公民分館主催 庄内地区市民体育祭参加(⇒令和5年度はなし)
- ・庄内さくら学園校区ふれあい教育協議会加盟参加
- ・特定非営利活動法人庄内わんぱくの杜への施設貸与
- ・庄内福祉委員会主催 ふれあい給食事業協力
- ・老人デイサービスへの訪問

## 《園へ意見・要望等の状況》

【地域⇒園・保護者⇒園 ※第三者委員へ報告済】

- ・子どもに対する職員の対応に関する件 ( 2 件)
- ・怪我に関する件 ( 0 件)
- ・保育内容に関する件 ( 0 件)
- ・その他の件 ( 0 件)

【保護者⇒第三者委員⇒園 ※第三者委員に確認済】

- ・なし

## 《財 務》

	令和5年度	令和4年度	前年比較	前年比
事業活動収入計	340,729,726	304,262,541	36,467,185	11.99%
事業活動支出計	332,613,282	304,055,589	28,557,693	9.39%

	令和5年度	令和4年度	前年比較	前年比
経常収入	340,729,726	304,262,541	36,467,185	11.99%
人件費比率	73.50%	73.60%		
経常収支差額比率	2.38%	0.16%		
教育活動収支差額比率	2.33%	0.11%		

【経営状況はどうか】

《経常収支差額比率＝2.38%》

＝経常収支差額／経常収入（教育活動収入計＋教育外活動収入計）

この比率は、通常の事業活動の収支バランスを表し、比率が高ければ高いほど経営に余裕があり、財政的に健全経営が行われていることとなります。逆に、比率が大きなマイナスの場合は、財政がひっ迫していることとなり、経営改善が必要となります。

令和3年度の全国平均は、6.3%（大阪府は、4.8%）

昨年度より、園児数が微減したが勤続年数の増加や職員の増員による人件費増加による支出増もあったが、前理事長等のベテラン勢の退職金を支払いつつも、補助金の増額による増収したことで何とかプラスとなった。また現在借入金はなく貯蓄もあるので、すぐに影響が出ることはないが、今後の補助金状況も変動がありそうなので、次年度は、内容を精査しながら予算執行を進めていく。

《教育活動収支差額比率＝2.33%》

（教育活動収支差額／教育活動収入計）

この比率は、本業である教育活動の収支バランスを表し、本業である教育活動の範囲内で、どの程度余裕を持って運営できているかを把握することができます。経常収支差額比率同様、この比率が高ければ高いほど、施設設備の投資に充てる資金を確保できることとなります。但し、教育研究経費が十分効果的に支出されているかという観点からの判断も必要となります。

コロナ前のように対面の研修会が戻り、結果プラスとなった。次年度も内容を精査しながらも、充実させてゆきたい。

### 【支出の要素】

《人件費比率＝73.50%》

＝人件費／経常収入

人件費は事業活動支出の中で最大の支出要素であり、この比率が、適正水準を超えると経常収支の悪化になります。数値は低い方が良いが、園児数・クラス数等園規模を考慮して適切に判断する必要があります。

令和3年度の全国平均は、62.8%（大阪府は、61.1%）

今年度は昨年度より微減となったが、まだ精査しなければならない状態である。令和6年度は、内容を精査しながら進め、バランス良い経営を目指す。

### 【次年度繰越支払資金】

当年度の保持すべき資金（第4号基本金）の額を相当上回る額の支払資金を保持できているので、資金繰りは問題ない。

（※参考）【基本金】 学校法人会計基準に内容、種類が以下の通り規定されている。

第29条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

第30条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
- 二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額
- 三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- 四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

前年度の消費支出の人件費（退職金を除く）、教育研究経費及び管理経費（それぞれ減価償却額を除く）、借入金等利息の合計を12で除した額で100万円単位。